

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院
「山梨県立中央病院設備運転管理業務委託」一般競争入札公告

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院が発注する山梨県立中央病院設備運転管理業務委託について、一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第5条の規定により公告します。

令和6年8月13日

地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院長 小嶋 裕一郎

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称 山梨県立中央病院設備運転管理業務委託
- (2) 履行期間 令和6年10月1日から令和9年9月30日まで
- (3) 業務等の仕様 仕様書のとおり
- (4) 履行場所 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号 山梨県立中央病院

2. 一般競争入札の参加資格

- (1) 令和6年度における各都道府県の物品購入・委託等の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日）に、400床以上かつ手術室を有する病院での設備運転管理業務契約を元請として結び、2年間以上当該契約業務を履行した実績があること。
- (3) 緊急時等に速やかな対応がとれるように山梨県内に本店又は営業所、支店があること。
- (4) 次の①～③のいずれにも該当しない者であること。
 - ①会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てをしている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ②過去3年間に関係法令に違反したとして行政処分を受けた者でないこと。
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4まで又は第6号の規定に該当する者でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に各都道府県の「物品購入・委託役務等の入札参加資格に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

3. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号400-8506 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号
地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院企画経理課施設管理担当
電話055-253-7111 内線2133
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法
地方独立行政法人山梨県立病院機構のホームページ（入札情報）から各手続き書類をダウンロードし

入手すること。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を令和6年8月16日(金)から8月30日(金)までの土、日曜日、祝祭日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで3の(1)の場所に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、令和6年9月6日(金)までに書面にて通知する。

(5) 質問の受付期間

令和6年8月16日(金)から令和6年8月30日(金)正午まで

(6) 質問に対する回答期間

令和6年9月9日(月)から令和6年9月13日(金)正午までの期間内で回答

* 質問は書面のみにて受付。回答は山梨県立中央病院2階事務局前掲示板にて掲示。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年9月13日(金)午前11時00分 山梨県立中央病院 2階 看護研修室

(8) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を算出し加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税額を除いた金額を入札書に記載すること。

(9) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札は無効とする。

(10) 落札者の決定方法

入札公告に示した役務を履行できると院長が認めた入札者であって、契約事務取扱規程第8条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4. その他

(1) 入札保証金

地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第7条第1項第2号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第25条の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、入札結果において、落札業者が同規程第26条の規定に該当すると認められる場合、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降における業務に対する消費税等相当額は、変動後の税率により計算するものとする。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定

する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である場合は入札参加を認めない。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。